

## 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したなどの一定の要件に該当する世帯で、国保税の納税が困難な方は申請により、提出書類等の審査の結果、国保税が減額または免除が認められる場合があります。

減免決定となった場合に納めすぎとなった国保税は、後日、収納課から還付等の通知が届くこととなっています。

審査にお時間がかかりますので、国保税が未納となっている期別については、督促状等が発送されます。

審査の結果、減免されなかった部分につきましては、納付していただくこととなります。また、徴収を猶予することができる場合がありますので、収納課までご相談ください。

事前にご自身の世帯が減免の対象となるかを「**新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免チェックシート**」でご確認ください。令和4年度の国民健康保険税で、納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に設定されたものが減免の対象となります。

減免の対象となる場合には、裏面「申請について」をご覧ください。

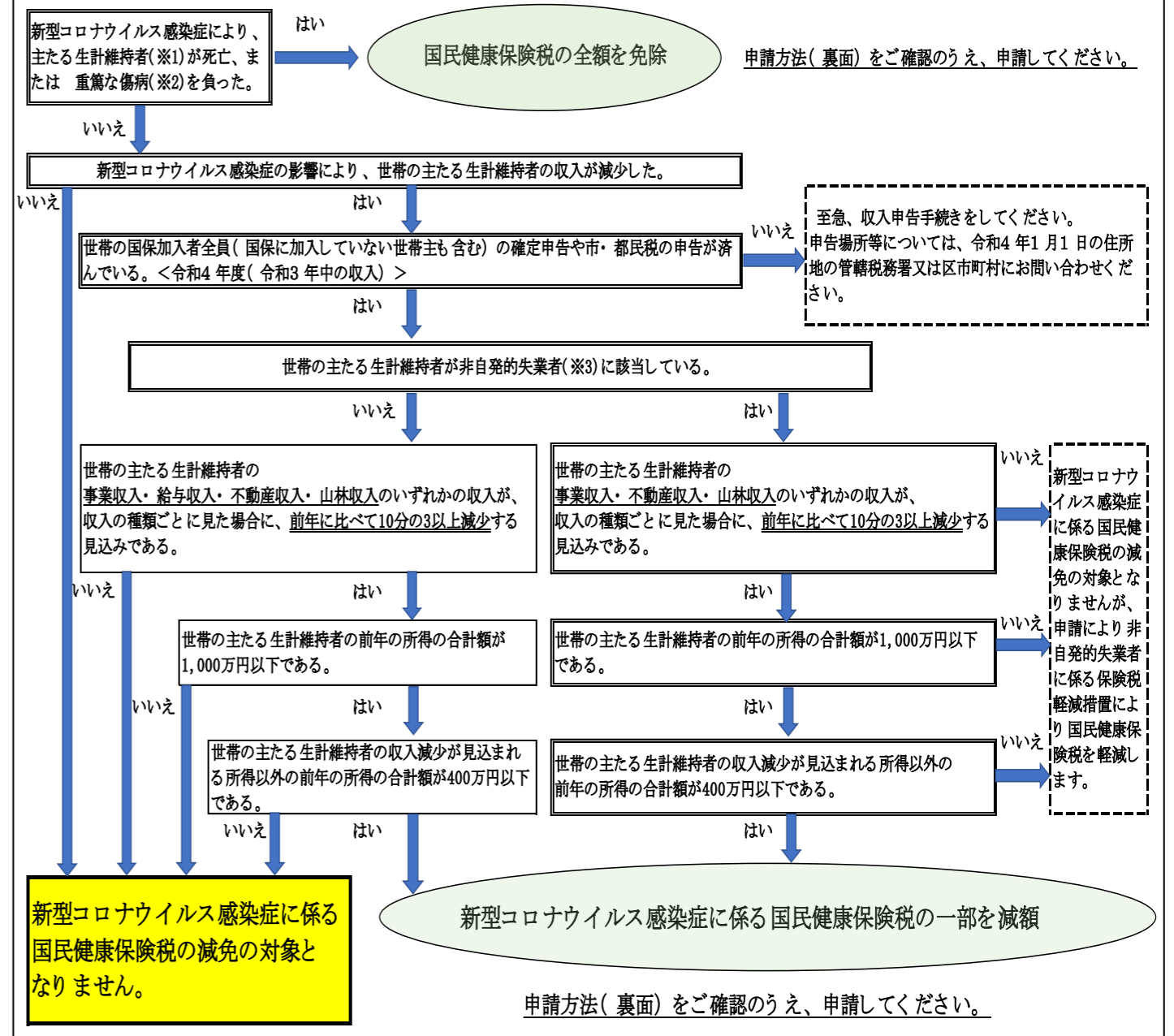
減額または免除される額＝①×②

①	減免対象国保税額 (A×B/C)	A:世帯の被保険者全員にかかる国保税額 B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額 C:世帯の主たる生計維持者及び被保険者全員の前年の所得の合計額
②	前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合(D)	300万円以下の場合：全部(10分の10) 400万円以下の場合：10分の8 550万円以下の場合：10分の6 750万円以下の場合：10分の4 1,000万円以下の場合：10分の2 (注1) 主たる生計維持者が事業等の廃止や失業(内定の取消しも含む。)した場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免対象国保税額の全部を免除します。 (注2) 世帯の主たる生計維持者及び被保険者全員の前年の所得が0円の場合は、減免の対象となりません。 (注3) 300万円以下の所得及び事業等の廃止や失業した場合であっても、①のBとCが同額でない場合は、国保税が全額免除されるわけではありません。

～お問い合わせ～

武蔵村山市 保険年金課 国民健康保険係 電話042-565-1111 内線137

## 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免チェックシート



※1 「主たる生計維持者」原則、国保上の世帯主を指しますが、世帯主以外の方の収入で生計が維持されている場合には、申請時にその旨をお申し出ください。

※2 「重篤な傷病」1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合を指します。(医師の診断書が必要となります。)

※3 「非自発的の失業者に係る保険税軽減措置」倒産、解雇、雇い止めなどにより離職され、次の(1)を満たし、(2)に該当している場合に申請により国保税が軽減される制度のことをいいます。(前年分の給与所得を100分の30として算定します。)

(1) 離職日が平成21年3月31日以降の方かつ離職日の時点で65歳未満の方

(2) 雇用保険受給資格者証の離職理由欄が11、12、21、22、23、31、32、33、34の方

## 申請について

- (1) 申請受付期間 令和4年7月下旬～令和5年3月31日(金)  
 ※受付期間については、国からの通知等により変更になる場合があります。  
 ※必要書類が全て揃っていることが確認できた時点が申請受付日となります。

### (2) 申請に必要な書類

#### ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の場合

1 武蔵村山市国民健康保険税減免申請書★	内容の確認をすることがあるため、必ず日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。
2 医師の診断書	※新型コロナウイルス感染症により、死亡または1か月以上の治療を有する重篤な傷病である旨の記載があるもの。
3 世帯主の本人確認書類のコピー	右記【本人確認書類】をご参照ください。

#### ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少がある世帯の場合

1 武蔵村山市国民健康保険税減免申請書★	内容の確認をすることがあるため、必ず日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。
2 収入状況等申告書★	(申請月が令和4年12月までの場合) 令和4年1月から直近までの収入実績及び申請月から令和4年12月までの収入見込み額をご記入ください。 (申請月が令和5年1月～3月までの場合) 令和4年1月から12月までの収入実績をご記入ください。
3 月ごとの収入額算出資料(令和4年1月～12月)★	見込みの月の場合には、事業形態、勤務状況等に基づき算出方法、根拠、理由を記入してください。
4 世帯の主たる生計維持者の収入状況がわかる書類のコピー	(申請月が令和4年12月までの場合) <例> ○給与明細書(令和4年1月～直近までに支払われたもの) ○源泉徴収票等(令和4年分) ○事業収支の帳簿(令和4年分確定申告書作成時の収入金額の根拠書類) (申請月が令和5年1月～3月までの場合) <例> ○令和4年分源泉徴収票 ○給与明細書(令和4年1月～12月までに支払われたもの) ○事業収支の帳簿(令和4年分確定申告書作成時の収入金額の根拠書類)
5 世帯主の本人確認書類のコピー	右記【本人確認書類】をご参照ください。

○次に該当する方は、下記の書類のコピーを添付してください。

1 廃業等届出書、事業主の証明等	事業等の廃止や失業をした方
2 保険金振込明細書	保険金や損害賠償等により補填されるべき金額がある方
3 給付金額が分かる書類	国や都から支給される新型コロナウイルス感染症に係る各種給付金がある方
4 令和3年1月～12月の収入金額がわかる書類(確定申告書(控)、その住所地で発行される住民税納税通知書、課税証明書など)	令和4年1月1日時点で武蔵村山市に住所がない方
5 世帯主からの代理人選任届(委任状)★及び代理人の本人確認書類	同一世帯以外の代理人が申請する場合

★のついている様式は、武蔵村山市ホームページ(HP1011745)からダウンロードし印刷してください。

○印刷環境がない方は、お電話をいただければ郵送します。

○必要書類に漏れがないようにご準備ください。

### (3) 申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送による申請受付といたします。

「(2) 申請に必要な書類」を任意の封筒(必要分の切手を貼付)に入れ、下記あてに郵送してください。

〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1  
 武蔵村山市 保険年金課 国民健康保険係 宛

【本人確認書類】1点で確認できるものをお持ちでない方は、2点で確認できるものが必要です。

1点で確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証又は運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る)</li> <li>・マイナンバーカード(顔写真付き) ・住民基本台帳カード(顔写真付き)</li> <li>・パスポート ・在留カード又は特別永住者証明書</li> <li>・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(愛の手帳)</li> <li>・その他顔写真付き身分証明書(国又は地方公共団体の機関が発行したもの)など</li> </ul>
2点で確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険)、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合員証又は地方公務員共済組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証</li> <li>・住民基本台帳カード(顔写真なし)</li> <li>・国民年金手帳、厚生年金保険又は船員保険の年金証書、共済年金又は恩給の証書</li> <li>・その他国又は地方公共団体の機関が発行した書類で、氏名及び出生の年月日又は住所が記載されているものなど</li> </ul>